

○伊豆の国市子育て支援施設条例施行規則

平成17年4月1日規則第41号

改正

平成18年2月21日規則第2号

平成19年12月13日規則第28号

平成21年1月8日規則第2号

平成21年3月26日規則第6号

平成23年3月14日規則第7号

平成25年3月13日規則第5号

平成26年2月21日規則第4号

平成27年3月5日規則第3号

平成28年2月18日規則第1号

平成30年3月27日規則第7号

伊豆の国市子育て支援施設条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊豆の国市子育て支援施設条例（平成17年伊豆の国市条例第72号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(放課後児童保育の時間)

第2条 放課後児童保育（条例第3条第3項に規定する放課後児童保育をいう。以下同じ。）の時間は、月曜日から金曜日までについて、放課後から午後6時30分までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の規定にかかわらず、次に掲げる日及び期間にあつては、午前7時30分から午後6時30分までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(1) 土曜日

(2) 伊豆の国市立学校管理規則（平成17年伊豆の国市教育委員会規則第13号。以下「学校管理規則」という。）第4条第1項第3号に規定する学年始休業日の期間

(3) 学校管理規則第4条第1項第4号に規定する夏季休業日の期間

(4) 学校管理規則第4条第1項第5号に規定する冬季休業日の期間

(5) 学校管理規則第4条第1項第6号に規定する学年末休業日の期間

(放課後児童保育の休業日)

第3条 放課後児童保育の休業日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条各項に規定する休日
- (3) 8月13日から同月15日まで（第1号に掲げる日を除く。）
- (4) 12月28日から翌年の1月3日まで（第1号及び第2号に掲げる日を除く。）

（放課後児童保育の定員）

第4条 放課後児童保育の実施における定員は、次のとおりとする。

子育て支援施設	定員
伊豆の国市立長岡南小学校放課後児童教室	70人
伊豆の国市立長岡南小学校第二放課後児童教室	40人
伊豆の国市立長岡北小学校放課後児童教室	40人
伊豆の国市立葦山小学校放課後児童教室	70人
伊豆の国市立葦山小学校第二放課後児童教室	50人
伊豆の国市立葦山南小学校放課後児童教室	60人
伊豆の国市子育て支援施設すずかけ館	70人
伊豆の国市子育て支援施設第二すずかけ館	12人
伊豆の国市子育て支援施設あすなろ館	45人

（放課後児童保育の承認）

第5条 条例第6条の規定により放課後児童保育の承認を受けようとする者は、様式第1号による放課後児童保育承認申請書により市長に申請しなければならない。

（放課後児童保育の利用の中止）

第6条 放課後児童保育の利用の必要がなくなった児童の保護者は、様式第2号による放課後児童保育利用中止届により市長に届け出なければならない。

（放課後児童支援員の職務）

第7条 放課後児童支援員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 子育て支援施設内での児童の生活指導及び遊びの管理
- (2) 児童の出席及び欠席の確認並びに事故防止対策
- (3) 前2号に掲げるもののほか、条例第2条に規定する目的を達成するために必要な業務

(保育料の納入)

第8条 放課後児童保育の利用の承認を受けた者は、その月分の保育料を毎月末日までに、納入しなければならない。

(保育料の減免)

第9条 条例第8条に規定する市長が特に減免の必要があると認める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 当該児童が疾病その他やむを得ない理由により欠席がその月の全日に及んだとき。
- (2) 当該児童の属する世帯が生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護世帯であるとき。
- (3) 当該児童の属する世帯が母子家庭又は父子家庭の世帯であって、前年度の市町村民税が非課税であるとき。
- (4) 経済的理由により保育料の納入が困難であると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に減免の必要があると認めるとき。

(保育料の減免の申請)

第10条 条例第8条の規定により保育料の減免を受けようとする者は、様式第3号による保育料減免申請書により市長に申請しなければならない。

(子育て相談の時間)

第11条 子育てに関する相談の時間は、月曜日から金曜日までの午後1時から午後5時30分までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(子育て相談の休業日)

第12条 子育てに関する相談の休業日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 第3条に規定する休業日
- (2) 土曜日

(子育て相談の方法)

第13条 子育てに関する相談は、電話、面談、文書等の方法により行う。

(相談員の職務)

第14条 子育てに関する相談員は、市民からの相談に応じ、子育てを支援するための助言を行うものとする。

2 子育てに関する相談員は、前項の助言を行うに当たりその情報の収集を行うものとする。

(帳簿等の整備)

第15条 市長は、子育て支援施設を利用する児童及び保護者の状況を把握し、当該施設の利用の増進を図るために必要な帳簿等を備えるものとする。

(事故等の対応)

第16条 子育て支援施設内で児童が発病し、又は事故等により負傷した場合において、急を要すると認めるときは、市長は、当該児童の保護者の承諾を得ることなく、直ちに医師の治療を要請することができる。

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか、子育て支援施設の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の大仁町子育て支援施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成12年大仁町規則第2号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年2月21日規則第2号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年12月13日規則第28号）

この規則は、平成20年1月1日から施行する。

附 則（平成21年1月8日規則第2号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月26日規則第6号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月14日規則第7号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、第1条、第2条及び第4条の規定による改正前のそれぞれの規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後のそれぞれの規則の相当規定に

よりなされたものとみなす。

附 則（平成25年 3 月13日規則第 5 号）

この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成26年 2 月21日規則第 4 号）

この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年 3 月 5 日規則第 3 号）

この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 2 月18日規則第 1 号）

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 3 月27日規則第 7 号）

この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号（第5条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）
（表）

放課後児童保育承認申請書（児童台帳）

	ふりがな 氏名	生年月日	性別	備考
児童		年月日生	男・女	
住所	電話番号（ ）			
在籍小学校	伊豆の国市立	小学校	年	組
利用を希望する子育て支援施設の名称				
利用を希望する期間	年月日から		年月日まで	
利用を希望する理由				

入所児童の家族状況

区分	氏名 生年月日	児童との続柄	性別	勤務先、在学・在園名等 電話番号	勤務時間	備考
児童の属する世帯の世帯員	年月日生		男・女	()	時分から 時分まで	
	年月日生		男・女	()	時分から 時分まで	
	年月日生		男・女	()	時分から 時分まで	
	年月日生		男・女	()	時分から 時分まで	
	年月日生		男・女	()	時分から 時分まで	
	年月日生		男・女	()	時分から 時分まで	

上記のとおり放課後児童保育を利用したいので、申請します。

年月日

申請者（保護者） 住所

氏名

㊟

電話

()

伊豆の国市長 宛

(裏)

児童の迎え状況	父・母・その他 ()		
	徒歩・自家用車・自転車(バイク)		
	通常 時 分頃 (土曜日 時 分頃)		
緊急時の連絡先	第1	名称	電話番号 ()
	第2	名称	電話番号 ()
塾及び習い事 の状況	1	名称	電話番号 ()
		住所	
		時間	時 分から 時 分 曜日まで
	2	名称	電話番号 ()
		住所	
		時間	時 分から 時 分 曜日まで
略図(学校 ~ 子育て支援施設 ~ 自宅を明記)			
※方角を分かるように表示してください。			
備考欄			

特定個人情報に関する同意書

伊豆の国市子育て支援施設条例による保育料の減免に関する事務の範囲において、伊豆の国市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の規定に基づき付番された個人番号を利用して、世帯状況を放課後児童保育の承認に係る事務を行う職員が調査することについて、同意します。

年 月 日

伊豆の国市長 宛

申請者



放課後児童保育利用中止届

年 月 日

伊豆の国市長 宛

申請者（保護者） 住所
氏名

㊦

次の理由により 年 月 日をもって、放課後児童保育の利用を中止したいので届け出ます。

児 童 氏 名	
子育て支援施設名	
利用を中止する理由	

保育料減免申請書

年 月 日

伊豆の国市長 宛

申請者（保護者） 住所

氏名

㊟

個人番号																			
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

保育料の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

児 童 の 氏 名	
子育て支援施設名	
減 免 の 理 由	<p>該当する理由の番号に○を付してください。</p> <p>1 当該児童が疾病その他やむを得ない理由により欠席がその月の全日に及んだため</p> <p>2 生活保護法第6条第1項に規定する被保護世帯</p> <p>3 前年度の市町村民税が非課税である母子家庭又は父子家庭の世帯</p> <p>4 1から3まで以外の理由</p> <p>内容説明：</p>

※ 減免の理由が確認できる書類を添付すること。

特定個人情報に関する同意書

伊豆の国市子育て支援施設条例による保育料の減免に関する事務の範囲において、伊豆の国市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の規定に基づき付番された個人番号を利用して、世帯状況、世帯員の市民税課税状況、生活保護の受給状況等を保育料減免に係る事務を行う職員が調査することについて、同意します。

年 月 日

伊豆の国市長 宛

申請者

㊟

※ 申請者以外に同一世帯内に収入のある養育義務者がある場合には、裏面に氏名、個人番号等を記載し、同意する旨を表明すること。

(裏)

申請者以外に同意を必要とする者の同意書

年 月 日

伊豆の国市子育て支援施設条例による保育料の減免に関する事務の範囲において、伊豆の国市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の規定に基づき付番された個人番号を利用して、世帯状況、世帯員の市民税課税状況、生活保護の受給状況等を保育料減免に係る事務を行う職員が調査することについて、同意します。

同意者	住 所	
	ふりがな 氏 名	印
	個人番号	
	生年月日	
同意者	住 所	
	ふりがな 氏 名	印
	個人番号	
	生年月日	
同意者	住 所	
	ふりがな 氏 名	印
	個人番号	
	生年月日	

同意が必要な者の数が不足する場合には、欄外に記載して差し支えない。